

とうおんスマートエコタウン計画

東温市地球温暖化対策実行計画
(事務事業編)

計画期間 2022～2026 年度

2022 年 3 月 改定

目次

1.	基本的事項	1
1.1.	計画策定の背景及び目的	1
1.2.	計画の位置づけ	1
1.3.	計画の対象	2
1.3.1.	対象とする事務事業の範囲	2
1.3.2.	対象とする温室効果ガス	2
1.3.3.	対象とする活動量	3
1.4.	計画の期間	3
1.4.1.	計画の期間	3
1.4.2.	計画の基準年度及び目標年度	3
2.	温室効果ガス排出量の現状と削減目標	4
2.1.	温室効果ガス排出量及びエネルギー使用量の現状	4
2.1.1.	温室効果ガス排出量の現状	4
2.1.2.	エネルギー使用量の現状	7
2.2.	前計画における目標の達成状況	8
2.3.	施設分類の見直し	9
2.3.1.	施設分類	9
2.3.2.	施設分類別温室効果ガス排出量及びエネルギー使用量	10
2.4.	温室効果ガス排出量の削減目標	12
3.	温室効果ガス排出量の削減に向けた取り組み	13
3.1.	目標達成のための基本方針	13
3.2.	目標達成に向けた取り組み	14
3.3.	目標達成に向けた各職員・各施設における取り組み	18
3.3.1.	職員の取り組み	18
3.3.2.	施設管理者の取り組み	22
4.	計画の推進体制・進行管理	24
4.1.	計画の推進体制	24
4.1.1.	庁内及び外部委員会による推進	24
4.1.2.	庁内連携の強化	25
4.1.3.	職員教育の実施	25
4.2.	計画の進行管理・公表	25

1. 基本的事項

1.1. 計画策定の背景及び目的

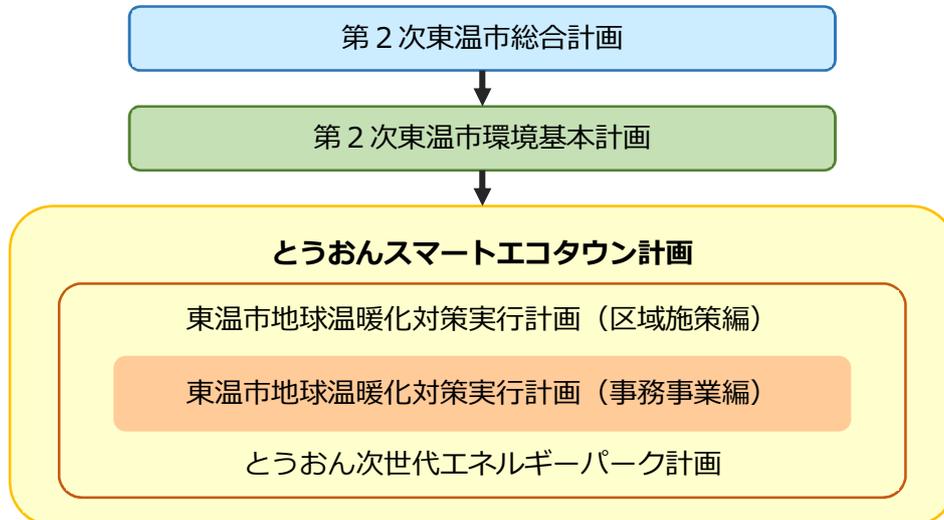
「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（事務事業編）」は、行政の活動を対象とした温室効果ガス排出抑制の措置に関する計画です。

この度、「とうおんスマートエコタウン計画」第3章「市役所における地球温暖化対策地方公共団体実行計画」（以下「前計画」とします。）の計画期間（2017年度～2021年度）が満了することを受け、「2050年カーボンニュートラルの実現」に向けた近年の社会動向等を踏まえ、市の率先行動計画として、「東温市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」（以下「本計画」とします。）を策定するものです。

1.2. 計画の位置づけ

本計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第21条第1項に基づき、全地方公共団体に対し計画の策定・運用が義務付けられた「地球温暖化対策地方公共団体実行計画」です。

「東温市総合計画」及び「東温市環境基本計画」を上位計画とする「とうおんスマートエコタウン計画」に包含され、東温市の環境保全、とりわけ温室効果ガスの排出抑制による地球温暖化対策に係る計画として位置づけます。



◆計画の位置づけ

1.3. 計画の対象

1.3.1. 対象とする事務事業の範囲

本計画の対象範囲は、原則として、本市の直接管理によるすべての事務事業とします。なお、対象範囲には、施設の運用管理を外部に委託する指定管理施設なども含みます。

1.3.2. 対象とする温室効果ガス

本計画で対象とする温室効果ガスは、温室効果ガス7物質とします。ただし、我が国が排出する温室効果ガス全体の91%を二酸化炭素（CO₂）が占めること、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）、ハイドロフルオロカーボン類（HFCs）は排出量が極めて少ないこと、パーフルオロカーボン類（PFCs）、六ふっ化硫黄（SF₆）、三ふっ化窒素（NF₃）などは主に産業部門での排出であることなどを勘案し、二酸化炭素を排出量の把握対象とします。

◆温室効果ガス7物質

ガス種	使用用途等
二酸化炭素（CO ₂ ）	化石燃料の燃焼、電気の使用、廃プラスチックの焼却など
メタン（CH ₄ ）	化石燃料の燃焼、廃棄物の焼却、污水处理 など
一酸化二窒素（N ₂ O）	化石燃料の燃焼、廃棄物の焼却、污水处理、麻酔ガス（笑気ガス）の使用 など
ハイドロフルオロカーボン類（HFCs）	カーエアコンからの漏出 など
パーフルオロカーボン類（PFCs）	半導体の製造 など
六ふっ化硫黄（SF ₆ ）	電気絶縁ガス など
三ふっ化窒素（NF ₃ ）	液晶パネル製造、半導体の製造 など

1.3.3. 対象とする活動量

本市の事務事業では、二酸化炭素の排出に係る活動量として、以下に示す項目を把握の対象とします。

なお、廃プラスチック焼却に伴う非エネルギー起源二酸化炭素については、市域全体の排出量の把握となるため、「東温市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」において排出量の把握及び削減対策を示します。

◆把握対象となる活動量

ガス種	活動量
エネルギー起源 二酸化炭素 (CO ₂)	電気使用量
	LP ガス使用量
	A 重油使用量
	灯油使用量
	混合油使用量
	軽油使用量
	ガソリン使用量

1.4. 計画の期間

1.4.1. 計画の期間

本計画の計画期間は、2022 年度から 2026 年度までの 5 年間とします。

ただし、社会的情勢の変化、技術的進歩等を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

1.4.2. 計画の基準年度及び目標年度

国の「地球温暖化対策計画」と整合を図り、基準年度を 2013 年度、目標年度として 2030 年度を見据えます。

2. 温室効果ガス排出量の現状と削減目標

2.1. 温室効果ガス排出量及びエネルギー使用量の現状

2.1.1. 温室効果ガス排出量の現状

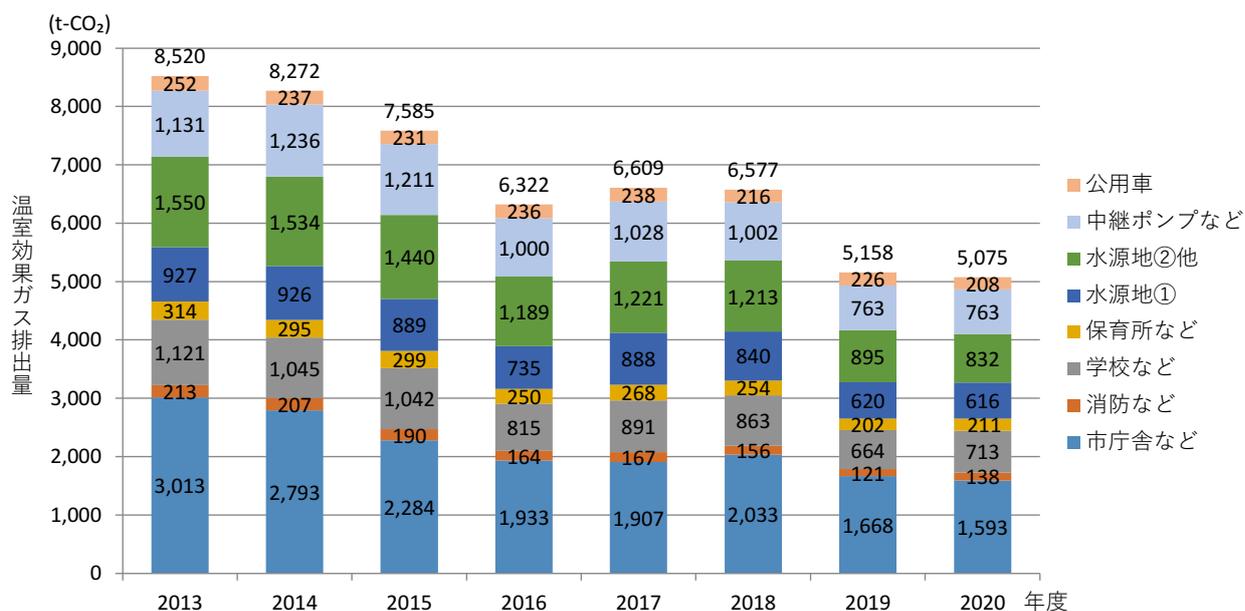
本市の事務事業より排出された温室効果ガスは、基準年度の2013年度以降、減少傾向にあります。2020年度の温室効果ガス排出量は、5,075 t-CO₂となり、基準年度と比較して40.4%の減少となりました。

◆施設分類別の温室効果ガス排出量（2013年度～2020年度）

単位：t-CO₂

施設分類	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
市庁舎など	3,013	2,793	2,284	1,933	1,907	2,033	1,668	1,593
消防など	213	207	190	164	167	156	121	138
学校など	1,121	1,045	1,042	815	891	863	664	713
保育所など	314	295	299	250	268	254	202	211
水源地①	927	926	889	735	888	840	620	616
水源地②他	1,550	1,534	1,440	1,189	1,221	1,213	895	832
中継ポンプなど	1,131	1,236	1,211	1,000	1,028	1,002	763	763
公用車	252	237	231	236	238	216	226	208
合計	8,520	8,272	7,585	6,322	6,609	6,577	5,158	5,075
基準年度比 増減量	—	-249	-935	-2,198	-1,911	-1,943	-3,362	-3,446
基準年度比 増減率	—	-2.9%	-11.0%	-25.8%	-22.4%	-22.8%	-39.5%	-40.4%

※各数値は、端数処理により合計値と一致しない場合があります。

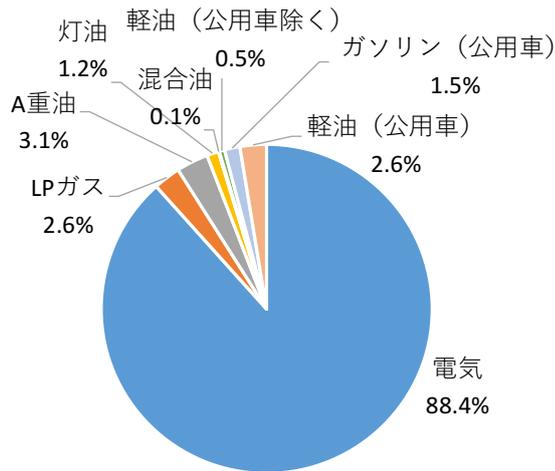


◆施設分類別の温室効果ガス排出量の推移

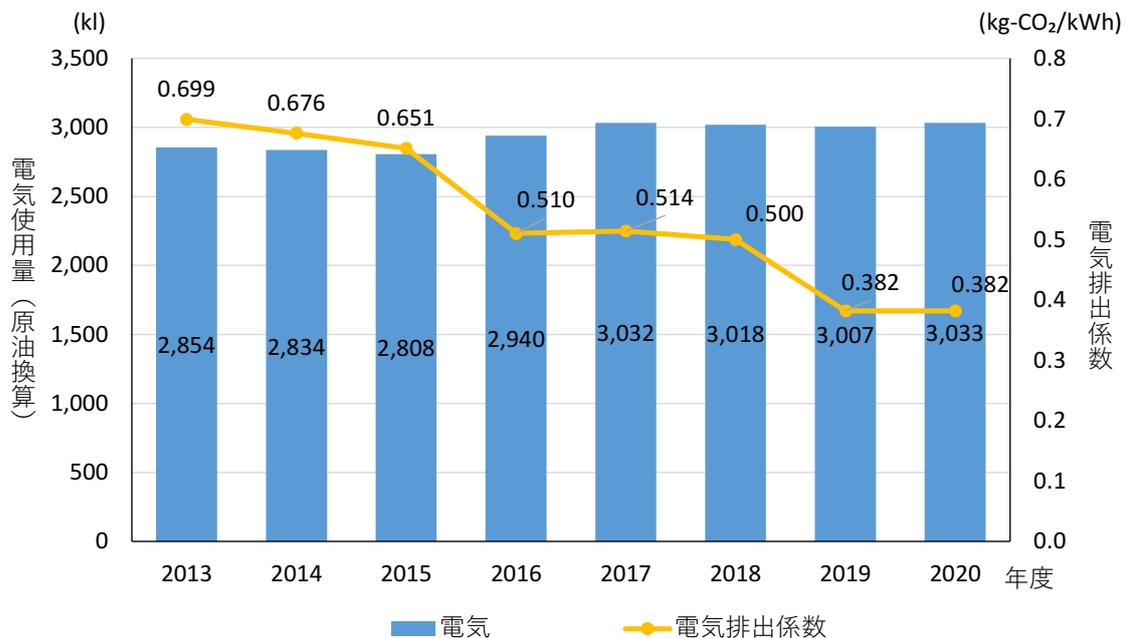
(1) エネルギー別温室効果ガス排出量

2020 年度において、エネルギー別の温室効果ガス排出量は、電気の使用による排出量が 88.4%を占めており、次いで A 重油の使用による排出量が 3.1%、LP ガス及び軽油（公用車）の使用による排出量が 2.6%となっています。

電気の使用量は基準年度より 6.3%増加しており、一方で、電気排出係数（四国電力株式会社）は基準年度より 45.4%低減しています。温室効果ガス排出量の減少は、電気排出係数の低減による影響が大きいと考えられます。



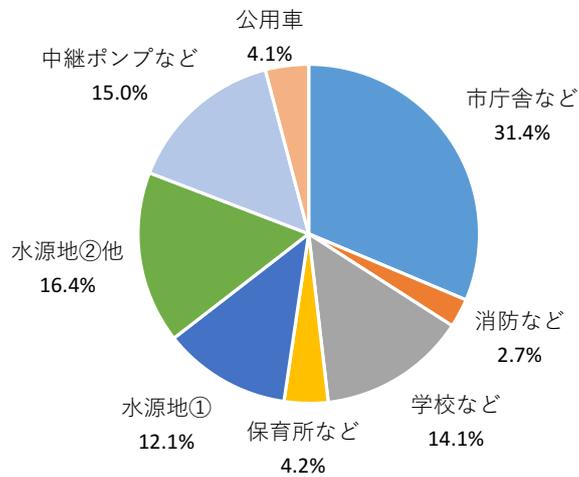
◆エネルギー別の温室効果ガス排出量の内訳（2020 年度）



◆電気使用量及び電気排出係数（四国電力株式会社）の推移
 ※2020 年度の電気排出係数は、2019 年度と同様の数値を用いています。

(2) 施設分類別温室効果ガス排出量

2020 年度において、施設分類別の温室効果ガス排出量は、市庁舎などからの排出量が最も多く、31.4%を占めています。次いで、水源地②他が 16.4%、中継ポンプなどが 15.0%を占めています。



◆施設分類別の温室効果ガス排出量の内訳（2020 年度）

2.1.2. エネルギー使用量の現状

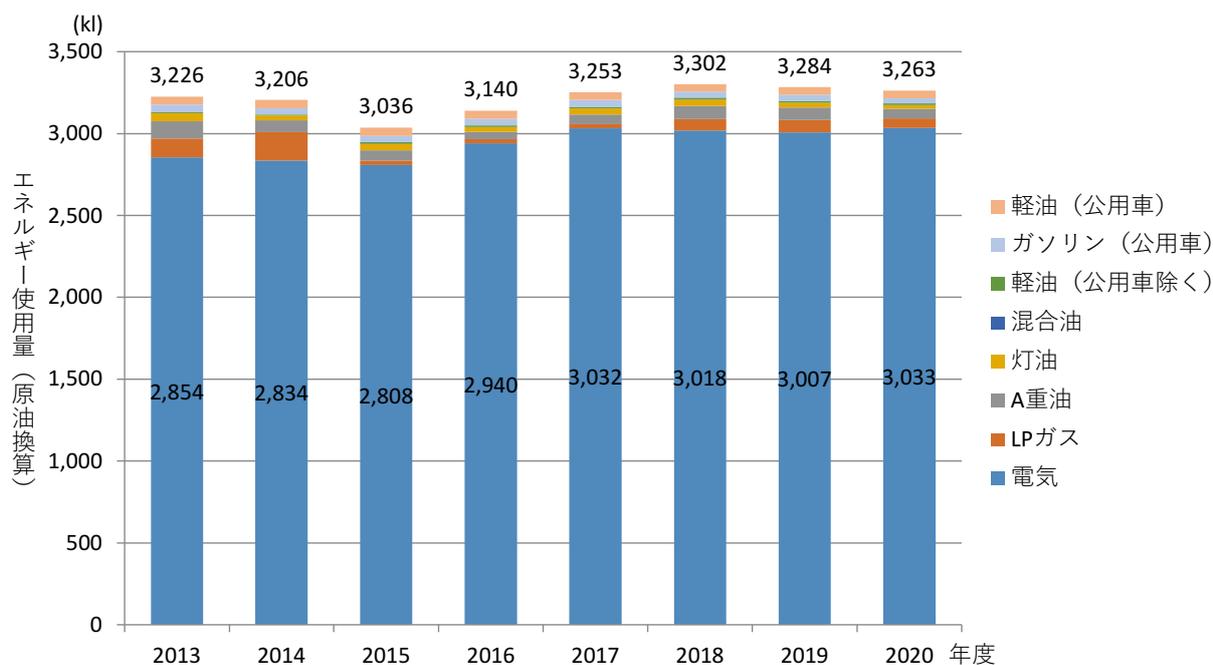
本市の事務事業におけるエネルギー使用量は、基準年度の2013年度以降、減少傾向でしたが、2016年度からは増加傾向に転じ、2020年度のエネルギー使用量は、3,263 kl、基準年度と比較して1.2%の増加となりました。

◆活動量別のエネルギー使用量（2013年度～2020年度）

単位：原油換算 kl

活動量	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
電気	2,854	2,834	2,808	2,940	3,032	3,018	3,007	3,033
LPガス	115	175	27	26	27	72	75	58
A重油	106	72	63	46	58	79	78	59
灯油	48	28	41	28	37	40	29	22
混合油	1	0	0	0	1	1	1	2
軽油（公用車除く）	7	7	10	10	9	10	9	10
ガソリン（公用車）	46	39	37	41	42	36	40	30
軽油（公用車）	50	51	51	49	49	46	46	49
合計	3,226	3,206	3,036	3,140	3,253	3,302	3,284	3,263
基準年度比 増減量	-	-20	-189	-86	28	76	58	38
基準年度比 増減率	-	-0.6%	-5.9%	-2.7%	0.9%	2.4%	1.8%	1.2%

※各数値は、端数処理により合計値と一致しない場合があります。



◆活動量別のエネルギー使用量の推移

2.2. 前計画における目標の達成状況

前計画では、国の目標及び「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」（以下「省エネ法」とします。）の努力目標がともに年平均 1.0%の削減に相当することから、計画期間中の削減目標を 5.0%とし、電気の二酸化炭素排出係数の低減を見込んだ場合には約 14%の削減としていました。

廃プラスチック焼却による排出量も含め、2020 年度時点で基準年度より 46.7%削減しており、目標を大きく上回る削減を達成しています。

◆基準年度及び現状年度の活動量別温室効果ガス排出量

単位：t-CO₂

活動量	2013 年度 (基準年度)	2020 年度 (現状年度)
電気	7,576	4,485
LP ガス	263	134
A 重油	284	158
灯油	125	59
混合油	1	4
軽油	150	157
ガソリン	120	78
廃プラスチック焼却	2,509	799
合計	11,029	5,874
基準年度比 増減量	—	-5,155
基準年度比 増減率	—	-46.7%

※各数値は、端数処理により合計値と一致しない場合があります。

※軽油の使用による排出量は、公用車及び公用車以外の使用の合計です。

2.3. 施設分類の見直し

庁内の機構改革により組織再編成が行われたことを踏まえ、今回の改定において施設分類を見直しました。また、分類名称を分かり易い名称へ変更しました。

2.3.1. 施設分類

改定前後の施設分類は、以下のとおりです。

◆前計画及び本計画の施設分類

前計画（改定前）	本計画（改定後）	施設例
市庁舎など	庁舎など	庁舎、支所、保健・福祉施設など
	その他施設	スポーツ・レクリエーション施設、廃棄物処理施設、公園、街路灯など
消防など	消防施設	消防署、ポンプ蔵置所など
学校など	学校教育施設など	学校、幼稚園、保育所、公民館、社会教育系施設など
保育所など		
水源地①	水道施設	浄水場など
水源地②他		
中継ポンプなど	下水道施設	浄化センターなど
公用車	公用車	公用車

2.3.2. 施設分類別温室効果ガス排出量及びエネルギー使用量

(1) 温室効果ガス排出量

改定後の施設分類における基準年度からの温室効果ガス排出量は、以下のとおりです。

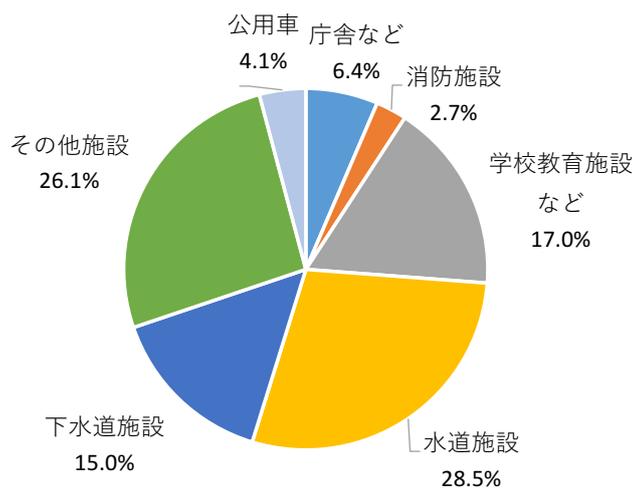
◆施設分類別の温室効果ガス排出量（2013年度～2020年度）

単位：t-CO₂

施設分類	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
庁舎など	666	622	544	400	394	360	275	326
消防施設	214	208	190	165	168	156	122	139
学校教育施設など	1,399	1,295	1,278	1,012	1,103	1,061	818	865
水道施設	2,476	2,459	2,329	1,924	2,110	2,053	1,515	1,448
下水道施設	1,131	1,236	1,211	1,000	1,028	1,002	763	763
その他施設	2,381	2,215	1,803	1,585	1,569	1,728	1,439	1,325
公用車	252	237	231	236	238	216	226	208
合計	8,520	8,272	7,585	6,322	6,609	6,577	5,158	5,075
基準年度比 増減量	—	-249	-935	-2,198	-1,911	-1,943	-3,362	-3,446
基準年度比 増減率	—	-2.9%	-11.0%	-25.8%	-22.4%	-22.8%	-39.5%	-40.4%

※各数値は、端数処理により合計値と一致しない場合があります。

2020年度における施設分類の温室効果ガス排出量は、水道施設からの排出量が最も多く、28.5%を占めており、次いで、その他施設が26.1%、学校教育施設などが17.0%でした。



◆施設分類別の温室効果ガス排出量の内訳（2020年度）

(2) エネルギー使用量

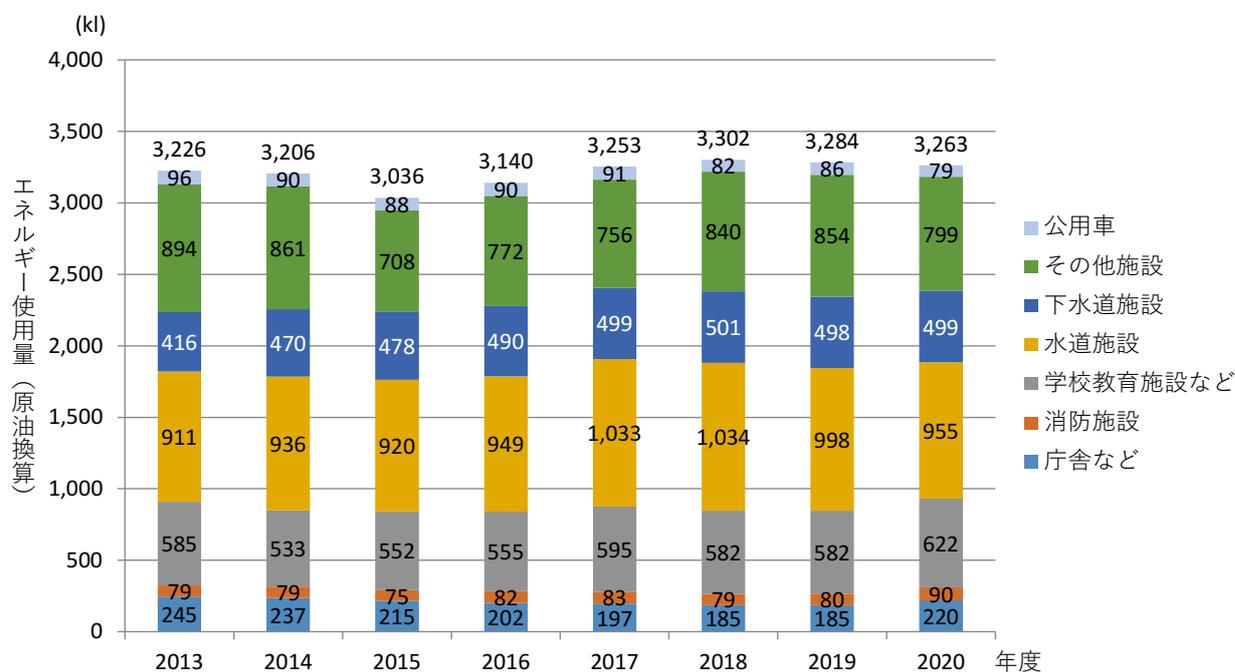
改定後の施設分類における基準年度からのエネルギー使用量は、以下のとおりです。

◆施設分類別のエネルギー使用量（2013年度～2020年度）

単位：原油換算 kl

施設分類	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
庁舎など	245	237	215	202	197	185	185	220
消防施設	79	79	75	82	83	79	80	90
学校教育施設など	585	533	552	555	595	582	582	622
水道施設	911	936	920	949	1,033	1,034	998	955
下水道施設	416	470	478	490	499	501	498	499
その他施設	894	861	708	772	756	840	854	799
公用車	96	90	88	90	91	82	86	79
合計	3,226	3,206	3,036	3,140	3,253	3,302	3,284	3,263
基準年度比 増減量	—	-20	-189	-86	28	76	58	38
基準年度比 増減率	—	-0.6%	-5.9%	-2.7%	0.9%	2.4%	1.8%	1.2%

※各数値は、端数処理により合計値と一致しない場合があります。



◆施設分類別のエネルギー使用量の推移

2.4. 温室効果ガス排出量の削減目標

国の「地球温暖化対策計画」では、行政を含む「業務その他部門」のエネルギー起源二酸化炭素の削減目安として 2013 年度比約 51%削減を掲げています。この目標を踏まえ、本計画の温室効果ガス排出量の削減目標を 2030 年までに 2013 年度比 51%削減とします。

なお、2020 年度において、温室効果ガスを 2013 年度から 40.4%削減しており、2030 年度までにあと 2013 年度比 10.6%の削減が必要となっています。

また、本計画の計画終了年度である 2026 年度においては、2013 年度比 46.3%削減を目安とします。

温室効果ガス排出量の削減目標

2030 年度までに 2013 年度比 **51%削減**

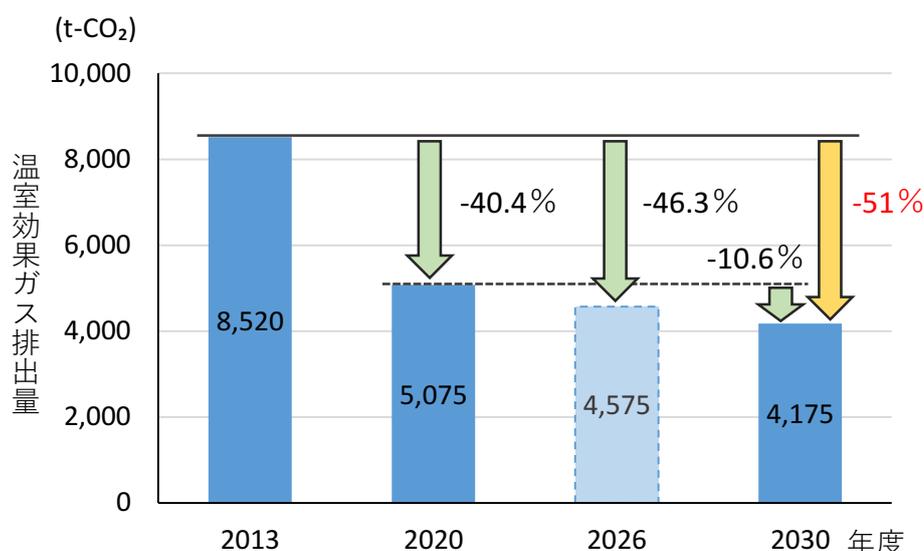
(目安として 2026 年度までに 2013 年度比 46.3%削減)

◆温室効果ガス排出量の削減目標

単位：t-CO₂

	2013 年度 (基準年度)	2020 年度 (現状年度)	2026 年度 [※]	2030 年度 (目標年度)
温室効果ガス 排出量	8,520	5,075	(4,575)	4,175
基準年度比 削減率	-	-40.4%	(-46.3%)	-51%

※本計画の終了年度である 2026 年度の排出量は、取り組みの進捗状況を評価する目安として示しています。



◆温室効果ガス排出量の削減目標

※図中の削減率は 2013 年度比を示します。

3. 温室効果ガス排出量の削減に向けた取り組み

3.1. 目標達成のための基本方針

2030 年度における温室効果ガス排出量の削減目標達成のため、次のとおり基本方針を定めます。

基本方針 1 省エネルギー化の推進

効率的かつ効果的に省エネを推進するために、市の施設への計画的な省エネ設備の導入や建物の省エネ化に取り組みます。

また、公用車に次世代自動車の導入を進めるとともに、公用自転車の使用、公用車の利用時にはエコドライブの実施を促進し、環境への負荷が少ない移動を推進します。

基本方針 2 再生可能エネルギーの利用

市の施設への再生可能エネルギーの導入を進めていくとともに、蓄電池を活用することで、発電した電力を効率的に利用します。

また、使用する電気に関しては、二酸化炭素の排出係数が低い電力や再生可能エネルギーの割合が高い電力の選択に努めるとともに、使用する燃料に関しては、より二酸化炭素の排出が少ない燃料の使用を検討します。

基本方針 3 グリーン購入の推進

市で使用する物品の購入にあたっては、環境負荷の少ない製品を選択するとともに、特に、市内や県内で生産された商品を積極的に採用し、地産地消を推進します。

また、学校給食に地場産物を使用するなどのフードマイレージの削減を図ります。

基本方針 4 ごみの排出抑制・適正処理

ごみの減量は、温室効果ガスの排出量を削減するとともに、資源の有効活用につながります。物品の購入や使用を環境に配慮して行うとともに、ごみの分別を徹底し、再資源化を推進します。

また、処理過程の資源の有効活用を推進し、ごみ処理における環境負荷の低減を図ります。

基本方針 5 オフセット・クレジットの活用

市が保有するオフセット・クレジットを活用したカーボン・オフセットの実施やフードマイレージの削減を図り、地域全体での脱炭素化の実現に向けて取り組みます。

3.2. 目標達成に向けた取り組み

2030 年度における温室効果ガス排出量の削減目標達成に向けて、基本方針ごとに以下の取り組みを推進します。

基本方針 1 省エネルギー化の推進

(1) 省エネルギー機器・建築物への更新・導入

① 既存建築物の省エネ化

既存建築物の改修や設備更新の際には、省エネルギー性能の高い高効率照明器具や高効率空調設備、熱源設備への更新、照明の自動調光システムや断熱フィルムの施工等を積極的に検討します。

② 浄水場施設設備の更新

浄水場施設の設備を高効率設備に更新し、温室効果ガス排出量の約 3 割を占める浄水場における排出量の削減に努めます。

③ エネルギー管理システムの活用

市庁舎に導入している BEMS やエネルギー使用量の大きい 20 施設に導入しているデマンド監視システムを活用し、電力使用の平準化と省エネルギー化に取り組みます。

また、エネルギー管理システムを導入していない施設についても、省エネルギー診断等を活用し、省エネルギー化を推進します。

④ 新築建築物の低炭素化

新築または改築する市有施設は、高断熱化・高气密化を図るとともに、高効率設備機器を導入します。

⑤ 公共施設の最適化

市有施設の機能・規模の最適化を行い、集約化・複合化・機能統合・民間施設の活用等により、施設の延床面積の縮減を図り、エネルギー消費量の低減に取り組みます。

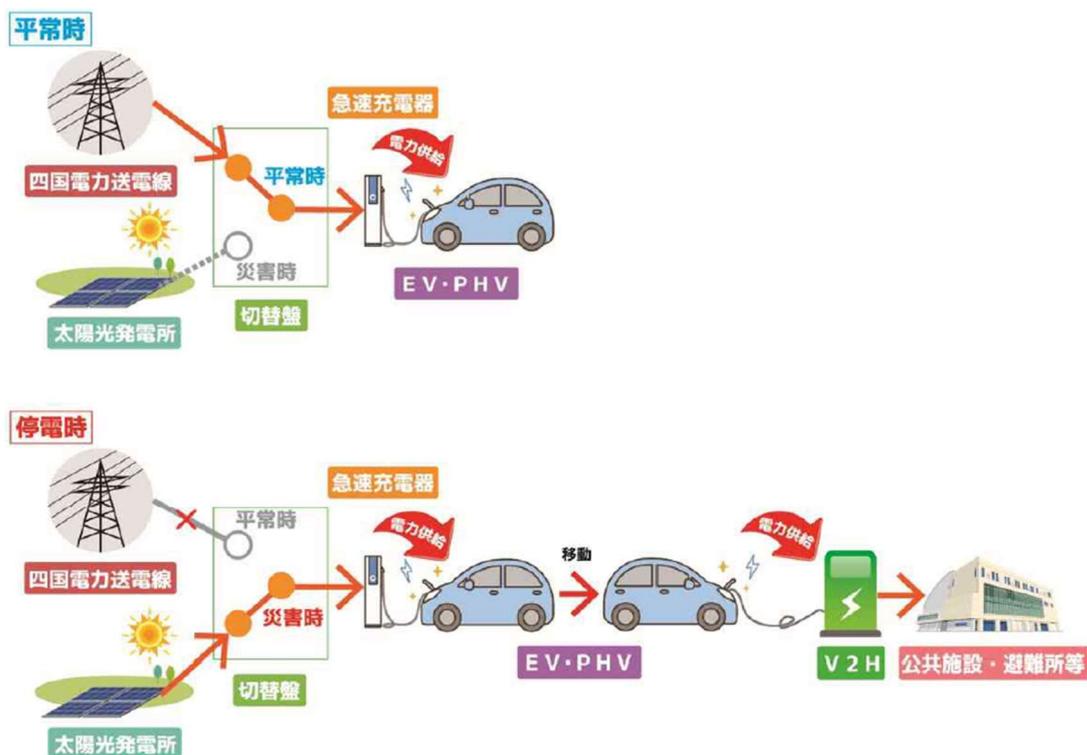
(2) ESCO 事業の推進

ESCO 事業を活用して、より効率的な空調・照明設備を導入することで、初期費用、ランニングコストを削減するとともに、温室効果ガス排出の抑制を図ります。また、市域への ESCO 事業の普及拡大を推進します。

(3) 交通移動の省エネ化

① 次世代自動車の導入

公用車の更新の際は、次世代自動車（電気自動車、ハイブリッド自動車等）への転換を進めます。また、大規模災害時に太陽光発電設備等から電気自動車を用いて避難場所指定施設へ電力を運搬する「V2H（Vehicle to Home）システム」による非常用電源供給ネットワークの構築に向けた取り組みを推進し、地域防災力の向上を図ります。



◆災害時の電力供給システム（V2Hシステム）

② 電気自動車用急速充電器の設置

電気自動車用急速充電器の設置を事業者と連携して進めることで市内のネットワークの充実を図ります。

③ 自動車使用の削減

近距離の移動は、徒歩や自転車、公共交通機関を利用し、自動車の使用削減に努めます。

基本方針2 再生可能エネルギーの利用

(1) 再生可能エネルギーの導入

① 太陽光発電設備の導入

市有施設の新築・改修等の際は、積極的に太陽光発電設備を導入するとともに、蓄電池を活用し、再生可能エネルギーの有効活用に取り組みます。また、非常用電源として活用可能な自立運転型太陽光発電設備を導入することで、防災機能の強化を図ります。

再生可能エネルギーの導入には、PPA 事業を活用し、事業者と連携して取り組みます。

② バイオマスエネルギーの導入

「東温市学校給食センターBDF 利用プロジェクト」や薪・ペレットストーブの導入をはじめとして、今後も木質燃料やバイオディーゼル燃料（BDF）の利活用を推進します。

(2) 環境負荷の少ない電力の調達・低炭素な燃料への転換

市有施設で使用する電力については、二酸化炭素の排出量係数が低い電力、または再生可能エネルギーの割合が高い電力の利用を検討します。

また、A 重油や軽油、灯油を使用する設備については、温室効果ガス排出量が少ない燃料への転換を検討します。

基本方針3 グリーン購入の推進

(1) 環境負荷の少ない物品の調達

市で購入・使用する事務用品・用紙・トイレトペーパー等については、原則としてグリーン購入法対象品目とします。

(2) BDF の利用

東温市学校給食センターのボイラ燃料における BDF の使用や学校給食センターの給食配送車及びリサイクルセンターの小型貨物車における B5 混合軽油の使用を継続します。

(3) フードマイレージの削減

東温市学校給食センターや保育所において、地場産物を積極的に使った給食や、地産地消・食育を推進し、フードマイレージの削減による温室効果ガス排出の抑制を図ります。

基本方針4 ごみの排出抑制・適正処理

(1) ごみの排出抑制

紙の使用量削減、簡易包装商品・詰め替え可能な製品を購入し、ごみの発生を抑制します。
不要不急の物品を購入せず、物品は長期間使用します。
また、ごみの分別を徹底します。

(2) 廃棄物の適正処理

本市では、2022年度より可燃ごみの焼却処理を松山市に委託し、松山市南クリーンセンターでの処理を予定しています。松山市南クリーンセンターでは、蒸気タービンによる発電を行い、施設内利用、隣接する温水プールでの利用、四国電力株式会社への売電を行っています。これまでの本市の単独事業として行う状況に対し、ごみ処理の広域化、資源・エネルギーの有効活用が期待されます。

基本方針5 オフセット・クレジットの活用

(1) 市内イベントにおけるカーボン・オフセット

市が保有するオフセット・クレジットを活用し、イベント等で排出される二酸化炭素のカーボン・オフセットを行います。

(2) オフセット・クレジットの販売収入の活用

市が保有するオフセット・クレジットの販売収入を学校給食における地場産物の使用にあて、フードマイレージを削減するとともに、子どもたちの健康や食の安全・安心の確保を図ります。

3.3. 目標達成に向けた各職員・各施設における取り組み

3.3.1. 職員の取り組み

設備機器や公用車の運用改善など、全職員が日常業務の中で共通で実施する取り組みを示します。

計画の改定にあたり、2021年に庁内各課及び市有施設における目標達成に向けた各取り組みの実施状況を調査しました。各取り組みの「2021年実施率」は、各取り組みについて該当しない課及び施設を除き、「いつも実施している」及び「概ね実施している」と回答した課及び施設の割合を示しています。

取り組みの実施率及び実施上の課題を踏まえて取り組み内容の一部見直しを行い、また、社会動向等を踏まえて新たな取り組みの追加を行いました。新たに追加した取り組みの実施率は「-」としています。

今後、特に、実施率が低かった取り組み、新たに追加した取り組みについて、職員への意識啓発を行います。

(1) 空調・換気に関する取り組み

取り組み項目	2021年 実施率
<input type="checkbox"/> 空調の使用時は、ブラインド・カーテンを活用して、空調負荷を低減する	58%
<input type="checkbox"/> 冷房時の室温は28℃、暖房時の室温は19℃を目安とする	78%
<input type="checkbox"/> 不要な場所の空調はこまめに電源を切る、退庁、退室の30分前に電源を切るなど、空調の使用時間を短縮する	86%
<input type="checkbox"/> クールビズ・ウォームビズを励行する	96%
<input type="checkbox"/> 空調の使用時は、不要な換気を避け、トイレ、湯沸室、倉庫など常時利用しない部屋の換気扇は、必要時のみ使用する	54%
<input type="checkbox"/> 空調の使用時は、空調設備の空気の吹き出し口付近に空気の流れを遮断するような障害物を配置しない	100%
<input type="checkbox"/> 空調を使用しない中間期には、特別な事由がない場合、窓の開閉による自然換気を行う	87%

※2021年実施率は、各取り組みについて非該当の課及び施設を除き、「いつも実施している」または「概ね実施している」と回答した課及び施設の割合を示しています。

(2) 照明に関する取り組み

取り組み項目	2021年 実施率
<input type="checkbox"/> 始業前の消灯や断続的に使用する部屋（会議室、トイレ、給湯室等）の照明はこまめに消すなど、点灯時間を短縮する	84%
<input type="checkbox"/> 廊下・ホール等共用スペースの点灯は、必要最小限とする	95%
<input type="checkbox"/> 昼休みや日中日当たりのよい場所では、照明をこまめに消す	61%
<input type="checkbox"/> 残業時は執務エリアを集約し、不要なエリアの照明を消す	—

(3) OA 機器に関する取り組み

取り組み項目	2021年 実施率
<input type="checkbox"/> パソコンモニターの輝度を業務に支障のない範囲で下げる	35%
<input type="checkbox"/> パソコン、OA 機器、電気製品は、低電力モードに設定を行い、使用する	57%
<input type="checkbox"/> 離席時にパソコンのモニターやノートパソコンの画面が消えるように設定する	—
<input type="checkbox"/> 所属の最終退庁者が、所属のパソコンやプリンターの電源が切れていることを確認する	96%

※2021年実施率は、各取り組みについて非該当の課及び施設を除き、「いつも実施している」または「概ね実施している」と回答した課及び施設の割合を示しています。

(4) 公用車に関する取り組み

取り組み項目	2021年 実施率
<input type="checkbox"/> 近い距離の外出には徒歩や自転車を利用する	64%
<input type="checkbox"/> 急発進・急加速を抑制し、一定速度での走行を心掛ける	97%
<input type="checkbox"/> 駐停車時にはエンジンを切り、アイドリングストップを実施する	68%
<input type="checkbox"/> カーエアコンについて、こまめにオン、オフするなど適切な温度調整を心掛ける	79%
<input type="checkbox"/> 道路状況も考慮し、合理的な走行ルートを選択と経済速度による走行に努める	68%
<input type="checkbox"/> 不要な積載物はその都度車から降ろす	81%
<input type="checkbox"/> 燃料消費量と走行距離を記録し、取り組みの実施状況を把握する	15%
<input type="checkbox"/> 給油時等のタイヤ空気圧のチェックや、月1回の日常点検実施など、メンテナンスを適切に行うことで車両の性能低下を防止する	64%

(5) その他の機器等に関する取り組み

取り組み項目	2021年 実施率
<input type="checkbox"/> 給湯器や湯沸器、電気ポットの給湯・保温温度を低めに設定し、季節に合わせて設定温度を調節する	61%
<input type="checkbox"/> 給湯時期・時間はできるだけ縮小する	86%
<input type="checkbox"/> 湯沸かし時には必要最低限の量を沸かす	74%
<input type="checkbox"/> 湯を沸かすときは、湯沸器や給湯器のお湯を利用し、ガスコンロ等の火の強さはやかんの大きさに合わせて調節する	77%
<input type="checkbox"/> 電気温水器・温水洗浄便座など温水機器の省エネモードを活用する	89%
<input type="checkbox"/> 温水洗浄便座のフタを使用時以外は閉める	84%
<input type="checkbox"/> 温水洗浄便座は季節に合わせて設定温度を調節する	89%
<input type="checkbox"/> 機器を使用しない時には、業務に支障のない範囲で主電源を切る	85%
<input type="checkbox"/> 冷蔵庫の設定温度は、季節に合わせて設定温度を調節する	53%
<input type="checkbox"/> 職員は、やむを得ない場合を除き、階段を利用する	100%

※2021年実施率は、各取り組みについて非該当の課及び施設を除き、「いつも実施している」または「概ね実施している」と回答した課及び施設の割合を示しています。

(6) 間接的項目に関する取り組み

取り組み項目	2021年 実施率
<input type="checkbox"/> COOL CHOICE を実践する	—
<input type="checkbox"/> 優先的に環境物品（グリーン購入対象品目）を購入する	41%
<input type="checkbox"/> 事務連絡等は回覧や電子メールを活用し、ペーパーレス化する	64%
<input type="checkbox"/> 事務書類（会議用資料、事務手続、報告書、FAX 送付状等）を簡素化する	69%
<input type="checkbox"/> 両面印刷、小冊子印刷方式の活用、用紙サイズの統一化（A4 版化）、必要最小限のコピー・印刷などにより用紙使用の合理化を図る	76%
<input type="checkbox"/> プリントする際のプレビュー確認や、コピー機使用後にリセットボタンを押し、ミスコピーを防止する	74%
<input type="checkbox"/> ポスターやカレンダー等の裏面をメモ用紙や名刺等に活用する	63%
<input type="checkbox"/> 古紙（機密文書等は除く）やトナーカートリッジ等はリサイクルに回す	98%
<input type="checkbox"/> 使用済封筒やファイリング用品の再利用を推進する	98%
<input type="checkbox"/> ノー残業デーを実施する	44%
<input type="checkbox"/> 水道使用時には節水を心掛ける	93%
<input type="checkbox"/> マイ箸、マイ水筒を利用する	74%

※2021年実施率は、各取り組みについて非該当の課及び施設を除き、「いつも実施している」または「概ね実施している」と回答した課及び施設の割合を示しています。

3.3.2. 施設管理者の取り組み

施設管理者は、施設の運用ルールや管理基準値の設定など、施設の全体的な把握のもとに施設運用方法を決定し、施設職員に対して実施を指導することが求められます。

なお、省エネ法の管理基準が整備された施設では、管理基準に準じた施設の運用改善を図ります。

計画の改定にあたり、2021年に市有施設における目標達成に向けた各取り組みの実施状況を調査しました。各取り組みの「2021年実施率」は、各取り組みについて該当しない施設を除き、「全てで実施している」及び「概ね実施している」と回答した施設の割合を示しています。

取り組みの実施率及び実施上の課題を踏まえて取り組み内容の一部見直しを行い、また、社会動向等を踏まえて新たな取り組みの追加を行いました。新たに追加した取り組みの実施率は「-」としています。

今後、特に、実施率が低かった取り組み、新たに追加した取り組みについて、各施設で重点的に取り組みます。

(1) 空調・換気に関する取り組み

取り組み項目	2021年 実施率
<input type="checkbox"/> 空調機器の運用マニュアルを作成・統一する	23%
<input type="checkbox"/> 冷房期間中、すだれなどを利用し、空調室外機への日光の直射を防止する	23%
<input type="checkbox"/> 空調の使用時は、空調機器のフィルター清掃を年2回程度行う	93%
<input type="checkbox"/> 室内温度や外気温を測定し、空調使用や温度設定の参考とする	74%
<input type="checkbox"/> 閉館時間が定まっている施設では、閉館30分前に空調を止める	4%
<input type="checkbox"/> 緑のカーテン、遮へいシート等で日射・遮へいを行う	33%
<input type="checkbox"/> 順次、高効率空調機へ更新する	-
<input type="checkbox"/> 夜間の巡視により空調・換気・照明などの消し忘れを防止する	50%
<input type="checkbox"/> サーキュレーターを利用する	29%

※2021年実施率は、各取り組みについて非該当の施設を除き、「全てで実施している」または「概ね実施している」と回答した施設の割合を示しています。

(2) 照明に関する取り組み

取り組み項目	2021年 実施率
<input type="checkbox"/> 照明スイッチに点灯場所を明示する	45%
<input type="checkbox"/> 照明器具の清掃、適正な時期での交換を実施する	57%
<input type="checkbox"/> 屋外照明等は、安全の確保に支障のない範囲で消灯するなど点灯縮減を図る	85%
<input type="checkbox"/> 洗面所やトイレには人感センサー付き照明やスイッチを設置する	32%
<input type="checkbox"/> 白熱電球は、交換時期に電球型蛍光灯や LED 電球等照明効率の高いランプへ切り替える	41%
<input type="checkbox"/> トイレ、廊下、階段等について、不用な箇所は間引き消灯を実施するとともに、消灯管理を徹底する	75%
<input type="checkbox"/> 調光センサー付き機器を導入する	4%

(3) その他の取り組み

取り組み項目	2021年 実施率
<input type="checkbox"/> 省エネ法に基づき各市有施設のエネルギー使用設備に係る管理標準を定める	18%
<input type="checkbox"/> 設備の更新や改修にあわせて管理標準の見直しを行う	33%
<input type="checkbox"/> 電気使用のピークカット及び電気使用量の削減を図るため、デマンド監視装置等を設置する	35%
<input type="checkbox"/> デマンド警報発令時の対処方法を事前に決める	17%
<input type="checkbox"/> エネルギー使用量を「見える化」し、使用状況に応じた設備・機器の運転管理を行う	7%*
<input type="checkbox"/> ボイラ等は定期的にメンテナンスを実施する	59%
<input type="checkbox"/> 春、夏の穏やかな日には、できる限り自動ドアを開放しておく	41%
<input type="checkbox"/> サービス水準を損ねない範囲で、時間帯別昇降機稼働台数を最少とする	17%
<input type="checkbox"/> 洗面所やトイレの水栓を自動水栓に切り替える	31%
<input type="checkbox"/> 止水栓等の調整により水道水圧を低めに設定する	15%*
<input type="checkbox"/> 水漏れの点検を実施する	63%
<input type="checkbox"/> 施設利用者に対して節水を呼び掛ける	33%
<input type="checkbox"/> 雨水利用の植栽散水を行う	4%

*前計画では職員の取り組みであったため、職員の実施率となっています。

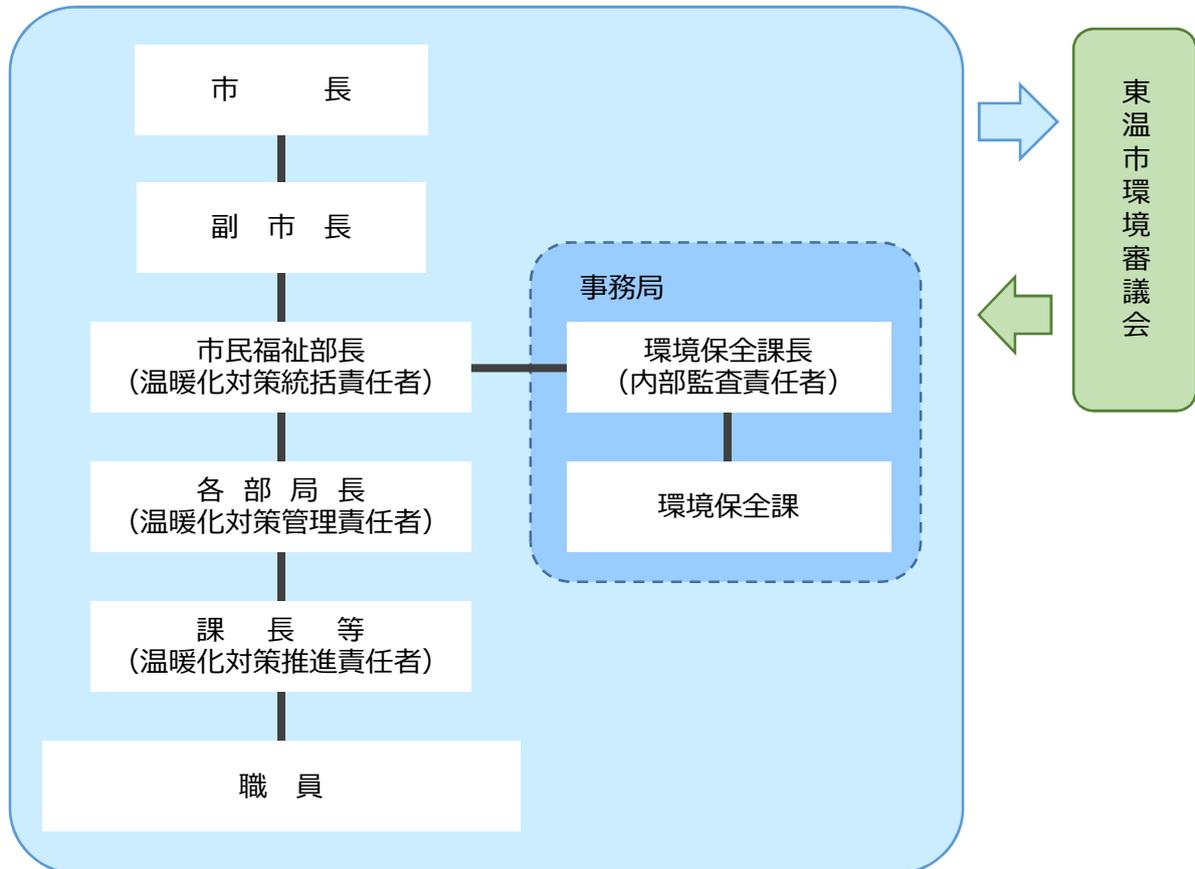
※2021年実施率は、各取り組みについて非該当の施設を除き、「全てで実施している」または「概ね実施している」と回答した施設の割合を示しています。

4. 計画の推進体制・進行管理

4.1. 計画の推進体制

4.1.1. 庁内及び外部委員会による推進

本計画を実施・推進するために以下の推進体制により、全庁的に地球温暖化対策に取り組めます。



◆東温市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の推進体制

また、本市では、2014年2月に「第3次東温市行政改革大綱・実施プラン」を策定し、推進体制として庁内に行政改革推進本部及び専門部会、外部委員による行政改革推進委員会が組織されています。推進項目として、「市有施設維持管理方法の見直し」、「ESCO手法導入の検討」を掲げ、持続可能な公共施設維持管理・設備更新、二酸化炭素排出量削減に取り組んでいます。

なお、2020年度改訂の「第4次東温市行政改革大綱・実施プラン」においても、「ESCO手法（民間資金活用手法）導入の検討」による一体的かつ効率的な公共施設維持管理・設備更新を推進することとしています。

4.1.2. 庁内連携の強化

設備・機器の更新や環境負荷の少ないエネルギーの調達などの取り組みを着実に実施するために、担当課との連携を強化します。

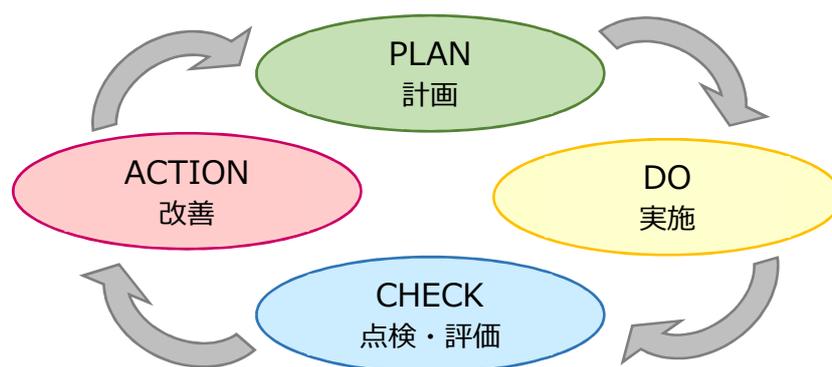
4.1.3. 職員教育の実施

本計画は、全庁的に実施するもので、職員一人ひとりが環境へ配慮した行動を実践する必要があります。そのために、職員一人ひとりが本計画の内容を理解し、取り組みを実践できるよう、研修等を実施し、必要な知識・情報の定着、環境意識の向上を図ります。

4.2. 計画の進行管理・公表

本計画に掲げる各施策の実施においては、事業の計画、実施、点検・評価、改善（PDCA サイクル）に基づき進行管理を行います。

毎年度、温室効果ガス排出量の把握を行い、東温市環境審議会へ報告するとともに市ホームページ等で公表し、必要に応じて施策等の見直しを行います。



◆PDCA サイクル